

川崎市教育委員会規則第2号

川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。